

# 平成23年4月から 第2次常陸大宮市行政改革大綱が スタートします

## スタートします

市では、平成18年3月に常陸大宮市行政改革大綱を策定し、住民サービスの向上を始め、事務事業の見直しによる効率的な行政運営など、一定の成果を上げていますが、地方分権の流れはさらに進んでいます。

全国的な少子高齢化の進行や厳しい財政状況に対応し、総合計画の具体的な事業推進を図るため、第2次常陸大宮市行政改革大綱及び第2次常陸大宮市行政改革大綱実施計画（平成23年度から平成27年度）を策定しました。その概要をお知らせします。

### 基本目標

## 自立と協働による 行政経営の確立

第2次常陸大宮市行政改革大綱では、基本目標に「自立と、協働による行政経営の確立」を定め、行政運営から行政経営への転換を目標に取り組みます。

なお、基本目標を実現するため、5つの基本方針を設定しています。

### 基本方針1

#### 市民との協働によるまちづくり

地域の個性や特色を生かした、地域にふさわしいまちづくりを推進するため、市民と行政の役割分担を明確にし、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

#### 【まちづくり提案制度の創設】

市民からまちづくり等の提案を公募することによって、市民参画・市民との協働体制の確立を図り、協働のまちづくりを推進します。

#### 【市民満足度調査の定期的な実施】

アンケート調査等による市民満足度調査を実施し、市民の行政サービスに対する意向を把握し、行政運営に反映していきます。

### 基本方針2

#### 効果的・効率的な事務事業の推進

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に積極的に対応し、最少の経費で最大の効果を上げるため、積極的に事務事業の見直しを行い、簡素で効率的な行政経営を推進します。

#### 【事業別行政コスト計算書の作成

・公表】

人的サービスや給付サービスと

いった資産形成につながらない行政サービスの提供に、どれだけのコストが掛かっているかを把握し、コスト意識の醸成と市民への説明責任を果たします。

#### 【人件費の抑制】

平成22年度を初年度とする定員適正化計画に基づき、適正な組織の維持と必要最小限の職員採用を計画的に実施します。（平成27年4月1日までに職員を56人削減）

### 基本方針3

#### 自立した財政基盤の確立

将来にわたって安定した行政経営を行えるよう企業誘致の推進と市税等の自主財源の確保に全力で取り組みます。

また、中長期的財政展望に立った財政収支見通しを作成し、市債の発行を抑制しつつ効果的な財政運営に努めます。

#### 【取納対策の強化】

受益者負担の原則に基づき、市税等の取納対策を強化します。

#### 【遊休財産の処分】

売却可能な遊休財産（未利用地）の売却処分を行います。

### 基本方針4

#### 新たな行政需要に対応出来る

#### 執行体制の確立

簡素で効率的な組織を基本に、市民に分かりやすく、機能的な組織体制づくりを進めます。

また、質の高いサービスを提供出来る行政経営を推進するため、職員の育成に取り組みます。

#### 【効率的な組織機構の見直し】

定員適正化計画を踏まえ、組織機構検討委員会において、スリムで効率的な組織・機構の見直しを行います。

#### 【人材育成の推進】

人材育成基本方針に基づき、階層別研修等を通して、それぞれの職階に応じた職員の能力向上を推進します。

### 基本方針5

#### 公正の確保と透明性の向上

行政手続制度を適正に運用するとともに、行政情報の積極的な提供、監査機能の充実・強化を図ります。

#### 【施策の把握と推進】

施策の推進にあたっては、市民の意思の把握と市民へ説明に積極的に取り組みます。

「」は第2次常陸大宮市行政改革大綱実施計画の中で、新規に取り組む事項等を記載しています。効率的な行政経営に向け、積極的に行政改革に取り組んでいきます。

#### ■問い合わせ先■

#### 企画課 行政改革推進室

☎5211111 内線323